

論文

行刑施設被収容者の作業適正配置に関する研究

小林 良作

宇都宮 孝

(東京矯正管区)

小島 賢一

序

行刑施設における刑務作業が、受刑者の改善及び社会復帰に資することをその主たる目的とすることについては、今や世界的な認知を受けており(*35)、また一方、それが行刑施設の管理運営上極めて重要な役割を持っていることについても、今日異論のないところであろう。

ところで、刑務作業は、過去、産業社会の変化に伴い様々な変遷を見せてきたが、最近では、その質・量ともに今日の我国の中小生産企業の形態に近づきつつあると言えよう。しかしながら、刑務作業は、受刑者を中心とした作業であることから、その運営について特殊な配慮が必要とされ、また、生産形態を伴わない自営作業をも包含することなどからも、一般企業における工場管理方式が直接に利用し得ない点が少なくない。

更には、近時、国の財政事情によって刑務作業における制度の変革があり、そのため、その運営に当たっては経済性がとみに要求されるところとなり、作業効率の向上、多品種少量生産への転換、高付加価値製品の開発について創造的に志向することが求められつつあるが、その一方では、地場産業の継承、伝統的技術の応用などの領域にも依然注視を怠ってはならないことなども要請されている。刑務作業の四周を取りまくこうした状況の中で、

受刑者に対してどのように作業を与え、どのように職業能力を付与し、どのように労働意欲を高めていくのか、その効果的な技法の開発は、刑務作業の今日的な課題と言えなくもない。

本研究は、受刑者に対して作業をいかに適正に配置・付与するかについての手法を開発することにより、この課題についての一考察を試みようとするものである。

1 先行研究

収容者をどう配役していくのかについては、その一部を概観しただけでも多くの研究がなされていることが分かる(参考文献参照)。例えば平井ら(*5)は作業を大中小と分類して適正水準を設定し、知能検査、向性検査、内田クレペリン検査、体力検査を実施し、器用さに対する3段階評価を加えて職業適性とし、配役することを検討している。また蓮見ら(*6, *7)は作業は「大工」に限定しているものの、実際にその知識を測る検査の試案を提示し、配役しようとしている。更に米沢ら(*25)は一般職業適性検査を収容者に実施し、配役する試みを行い、その結果ある程度の適正配置が行えたことを報告している。

しかし、日常の作業指定業務の中で、いわゆる職業適性がどれだけの判断の重みを持っているかについては疑問がある。野崎(*20)や小松(*18)が述べる作業指定上の注意事

項を整理すると適性の他にも考慮すべき点として、作業進捗状況、居室状況、共犯関係、派閥関係、出役先の保安状況、残刑期、罪名、保護状況、事故歴、薬物歴、文身、社会での異性関係など、多くのものが挙げられている。行刑施設の場合、適性を軽視しているというのではなく、特殊な環境の中で配慮すべき事項が多すぎて、なかなか適性だけで配役先を決定できないのが現実であろう。

実際に施設内で作業忌避を行う者の原因を探ってみるとその多くは作業嫌いであったり、人間関係のトラブルであったり、性格的な偏りが原因になっているという（*19）。狭義の職業適性上の問題から作業拒否を起こす確率は少ないようだ。また社会復帰後の就業状況をみた高知刑務所（*32）の調査においても、職場に定着できなかった者が70~90%もあり、そのうち技能や知識が不足した者は10~30%であり、残りは態度や性格が職場不適応を起こした原因であるという。ここでも中心となる問題は適性よりは対人関係の持ち方であったり、就労への意欲・姿勢であったりすることがうかがわれる。

しかし、本人の職業希望を軸に配役した場合を考えて見ると森（*31）の調査が興味深い結果を見せている。それによれば現在、配役されている作業を変わりたいと考えている収容者は、座業が最も多くて45.7%、続いて生産作業の31.1%、石工の23.4%（高松刑務所調べ）となった。調査結果が成績評価に関わることを恐れた多くは無回答であったようだが、その約半数が現在の作業を嫌っていると考えると全体の48.3%、約半分の受刑者が現在の作業を嫌っている結果になってしまう。更に、転業を希望する配役先を調査すると一般経理作業28.1%、営繕作業26.6%、木工作業12.4%であった。ここでその希望どおりの配役が可能なのもどれだけのか、再検討したところ58.7%は希望どおりに転業させることはできない者であったと

いう。この調査から推測されることは意欲を高めるために本人の希望を中心に配役した場合、最も楽観的に考えても、1/4以上の受刑者は現実に配役できないことになる。

ここで刑務作業への適正配置を考える上で問題を整理すると以下になる。

- (1) 保安・管理運営上の問題
- (2) 作業者の意欲・質の問題
- (3) 作業内容の問題
- (4) 適性の範囲の問題

(1)については上で述べたように刑務所という特殊な環境下において配慮すべき問題が多く、実際にはその施設毎、そしてその時期毎に問題が大きく異なっており、一律に扱えない。居室や職員配置と作業の関連を探る試みの他、作業事故者についての入念な検討が必要であり、その中で例えば保護状況の不安定さと性格や作業内容と事故頻度の関連を探っていくような地道な研究の積み重ねが必要と思われる。

(2)は様々なレベルの者が収容されてくることは確かであるが、全般にはレベルが低く、勤労への意欲にも欠ける者が多い。また一部の研究にもあるように一般向けに開発された検査の様式では対応できない者が多く含まれる。更に性格的にも見逃せない偏りが大きな者が多い。従って、レベルの低さと偏りを前提とした固有の検査を開発する必要が認められる。

(3)については一般社会に比べて職種が限定されており、同一職種であっても社会でのそれと内容や要求される適性が異なる場合が少なくない。また一方で衛生夫や図書夫などの社会にはない領域のものもあり、一般の職種分類ではそのままに使用できないことが多い。また行刑においても大臣訓令による業種表が存在しているが、作業適性だけを特に意識したものではないし、その細目に基づいて配役先を決定し、その単一業種だけの作業をさせているとは考えにくいものも少なくない。適

性や配役を中心とした刑務作業の内容を再分類する必要がある。

最後の問題では知覚・知的能力・運動協応能力・興味といったところが職業適性検査でよく用いられる領域であるが、対象者の質を考えると性格、身体状況、精神状況といった範囲も含めて適性を想定しなければならないと考えられる。

2 本研究の問題と目的

これまで述べた問題のうち、本研究においては作業内容を調査し、整理する試みと適性として取り上げるべき範囲は何かについて検討し、併せて提案された適性上からどう作業指定していくかについての具体的方法を模索することを目的とした。

3 配役に関するアンケート調査

(1) アンケート調査の作成

アンケートは川越少年刑務所で作業指定に関わっているスタッフに依頼して作成されたものを使用した（資料参照）。内容的には派閥関係への配慮などの保安上の問題を除き、作業指定上、重要となる判断事項を列挙するよう心掛けた。

(2) 実施状況

平成元年7月から8月にかけて、全国52施設755工場の担当職員に対して資料のような配役に関するアンケート調査を実施した。その結果業種表の分類で86職種（内1種は不明の分類）が調査対象として挙げられた。

(3) 結果

まず業種表では約210の職種が挙げられているが、この結果から考えて現在、中心的に行われている職種はその半分程度ではないかと考えられる。また結果を整理するに当たって、全調査対象工場の中で1工場でしか行われていない職種も多く、数が少ない場合、担当者の主観が多く反映されることも考えられる。そこでここでは少なくとも4工場以上か

ら回答があった36職種について各項目との関連を概観する。

なお、表1から5までは以下のような内容である。

ア 職種回答数の欄を除き、職種の右に書いてある数字は回答された平均から1を引き、その項目の最大値に対する位置を0から100までの数字に置き換えたもの。即ち、該当工場のすべてからその項目に対して最大限に厳しい条件を付けられた場合は100となり、逆にすべての工場から項目条件が最も緩いレベルでかまわないという回答が寄せられている場合は0となる。なお、総合欄については各数字の単純な合計を算出し、少ない順に並び換えたもので、各項目の数字を含めて、要求された難易度の目安と考えていただきたい。

イ 職種の略号は次の意味とする。

コム加工→ゴム加工、製缶工→木工製缶工、
金組立→金属製品組立工
組立工→木工製品組立工。

ウ 項目の略号は次の意味とする。

資格→作業遂行上必要な資格があるか
経験→実地経験の必要度
感染病→感染する病気を特に嫌う作業か
慢性疾患→疾患を特に嫌う作業か
傷害→事故で傷害を起ししやすい病気があるか
手肢→上肢・下肢・手指の傷害を嫌うか
視力→視力の必要度
色神→色の判別力の必要度
聴覚→正常聴力の必要度
体力→頑健な体力の必要度
利手→右利きの必要度
手先→指先の器用さの必要度
高所→高所恐怖がないことの重要性
知能→高い知能の必要度
計算→高い計算力の必要度
読書→読み書きの力の必要度
情緒→情緒の安定性の必要度
集中→集中力の必要度

持続→粘り強さの必要度

機敏→作業処理のすばやさの必要度

協調→協調性の必要度

指導→指導力の必要度

まず、職種と回答数について見ると、ここに挙げられた36職種は全般に非生産作業の職種が多くなっているが、どの施設でも共通に必要であるという関係で回答数が多くなっているのであろう。ただ生産作業に限定してみると溶接・紙細工・木工製缶・金属製品組立・洋裁縫製などはかなり工場数も多く、いわば行刑の基幹作業となっている様子がうかがえる。

紙数の関係で各項目についての詳細な検討は省略するが、全体を単純に加算して順位を出した総合を見ると、作業の難易度の概括が分かる。これによれば全体の難易度は作業の危険度、複雑さ、体力、対人接触の度合などが主な判断要因になっているように思われる。

(表1から5参照)

4 適性項目の選択

上の結果を踏まえて作業指定の際に考慮すべきと思われる項目を検討した結果、以下のように整理することを考えた。

(1)危険度

危険度は本人自身への危険度と周囲への危険度に大別される。本人への危険度を規定する要因としては、薬品の使用の度合、大型機械の操作の必要性、高所作業の量、視覚・聴覚の健全さ、万一事故を起こした際の予想される傷害の程度などが考えられる。また周囲に対する危険度についてはやはり薬品の使用の度合、大型機械の操作の必要性、高所作業の量、視覚・聴覚の健全さなどが考えられ、加えて病気感染の虞が挙げられる。

(2)作業の複雑さ

作業の複雑さを規定する要因としては機械操作の必要度、資格・経験の必要度、知的能力の必要度などが考えられ、具体的には機械

作業の量、視覚・聴覚の健全性の必要度、器用さの必要度、資格・経験、計算力、読み書きの力などの項目を検討しなければならない。更に必ず複数名の協力が必要な作業については協調性なども配慮することが大切である。

(3)体力関連

これは労働の身体への負荷量と作業環境の特殊性から考える必要があり、肉体労働の程度、慢性疾患の有無と程度、高所恐怖などの有無、身体障害・欠損の有無と程度が判断されることになろう。

(4)その他

指示伝達の容易さを考慮する上で知的能力、視覚・聴覚の健全度や読み書きの力を見る必要があるであろうし、一部作業などでは指導力などが特に要求される作業もあろう。

なお、持続力・集中力・情緒の不安定さ・対人関係の能力なども当然配慮すべきと考えられるが、実際にはこれらの項目が作業に対する興味・関心の程度、その配役先の雰囲気と人間関係、保護状況の変化などの要因に左右される部分も多く、判断し難いと考えて今回は一応除外した。

さて、これらの検討結果を踏まえて、現段階での作業の適性評価項目と評価基準を設定すると以下ようになる。

ア 他者への病気感染危険性の評価

- ・ 感染危険性が極めて低い(単独作業) = 0
- ・ 感染の危険性も考えられる(集団作業) = 1
- ・ 感染の危険性が高い(食品・衛生関連等) = 2

イ 事故時に予想される本人の身体への危険性の評価

- ・ 軽微(デスクワーク等) = 0
- ・ 若干の危険あり = 1
- ・ 致死・重傷の危険性あり(高所作業等) = 2

ウ 薬品の使用度

・ ほとんどなし	= 0	・ 制限なし	= 0
・ 若干あり	= 1	・ 普通程度	= 1
・ 薬品量が多いか、危険薬品あり	= 2	・ 器用さが必要	= 2
エ 機械の操作量（特に大型機械や複雑な機械）		ス 高所恐怖の有無	
・ 単純道具使用以下	= 0	・ 制限なし	= 0
・ ミシン程度の機械	= 1	・ 軽度は可	= 1
・ それ以上（農耕建築機械運転・ポイラー等）	= 2	・ あると困る	= 2
オ 体力の必要度の評価		セ 能力の必要度の評価	
・ 体力制限なし（軽紙器や座業等）	= 0	・ 制限なし	= 0
・ 激動禁止者程度	= 1	・ 中程度	= 1
・ 普通以上の体力	= 2	・ 中上以上必要	= 2
カ 肢体自由度と障害の評価		ソ 読み書きの評価	
・ 制限なし	= 0	・ 制限なし	= 0
・ 若干の障害・欠損（断指等）可	= 1	・ 所内生活に困らない程度	= 1
・ 健常者に限定	= 2	・ 中上以上の読み書きの力が必要	= 2
キ 視力必要度の評価		タ 機敏さの評価	
・ 制限なし	= 0	・ 制限なし	= 0
・ 若干の弱視（補助具使用時）可	= 1	・ 普通程度	= 1
・ 健常者に限定（補助具使用可）	= 2	・ 気配り・機転に優れていることが必要	= 2
ク 色神健常度の評価		チ 協調性の評価	
・ 制限なし	= 0	・ 特に制限なし	= 0
・ 色弱可	= 1	・ 必要	= 1
・ 健常者に限定（色彩が意味を持つ作業）	= 2	ツ 指導性の評価	
ケ 聴覚健常度の評価		・ 特に制限なし	= 0
・ 制限なし	= 0	・ 必要	= 1
・ 若干の難聴（補助具などで大声の指示は聞取り可）	= 1		
・ 健常者に限定	= 2		
コ 資格必要度の評価			
・ 制限なし	= 0		
・ 関連資格があった方がよい	= 1		
・ 資格優先	= 2		
カ 実地経験の評価			
・ 制限なし	= 0		
・ 経験があった方がよい	= 1		
・ 経験優先	= 2		
シ 指先の器用さの評価			

5 作業の分類

次にこうした適性を適用する作業について検討した。手続きとしては業種表に載っているすべての職種に対して、前記調査結果及び食等表などを参考にして、仮に適性評価表を作成した。次に自営作業と生産作業に分け、同一の材料や対象に作業が行われ、しかも適性評価表上、同一評価が与えられ、同一範疇に分類して支障がないと思われるものをまとめた。また一部作業については更に細分化することも行った。以上の手続きは研究者3名が合議の上、行ったものである。

(表6)

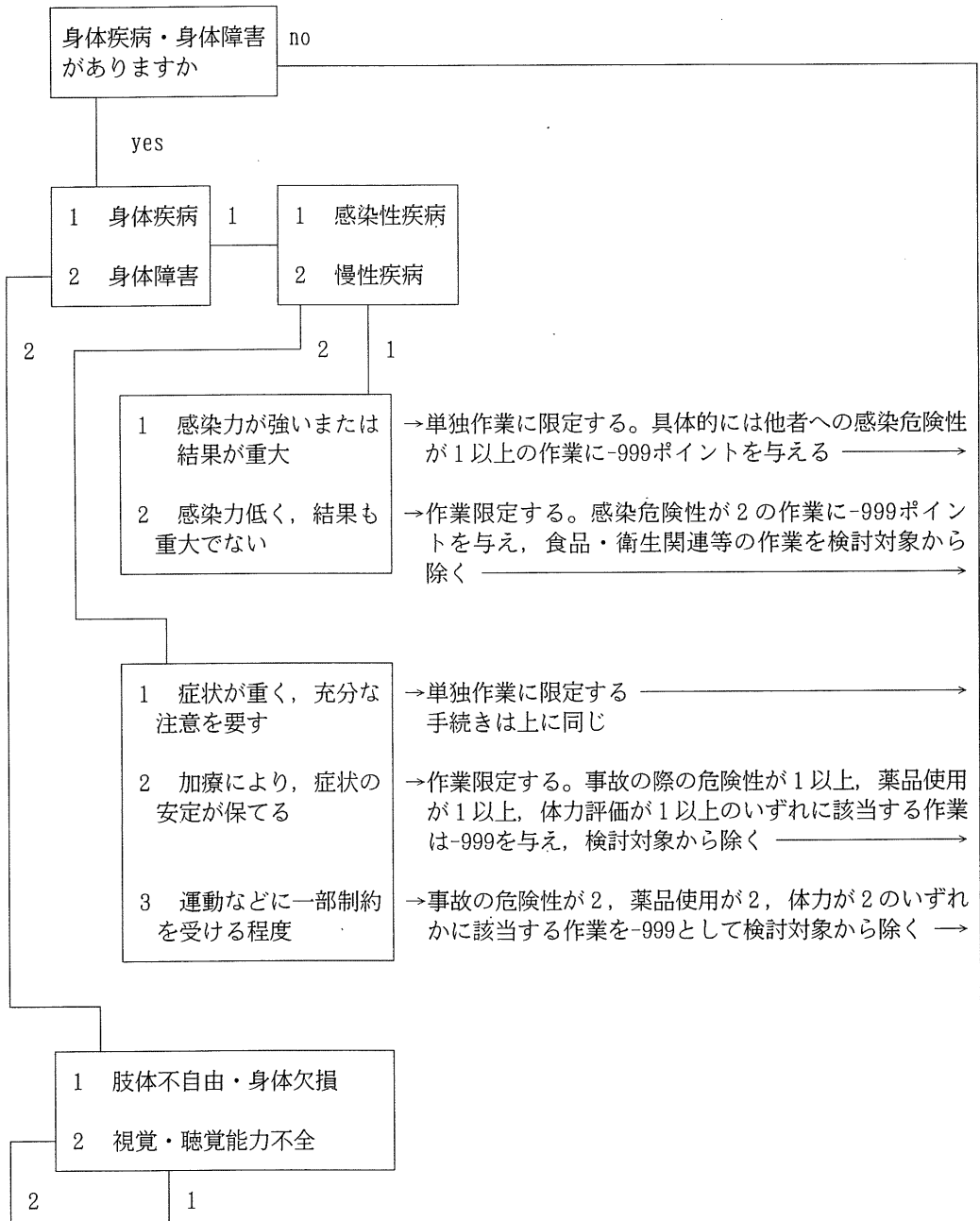
6 適性に基づいた作業指定手続きの試案

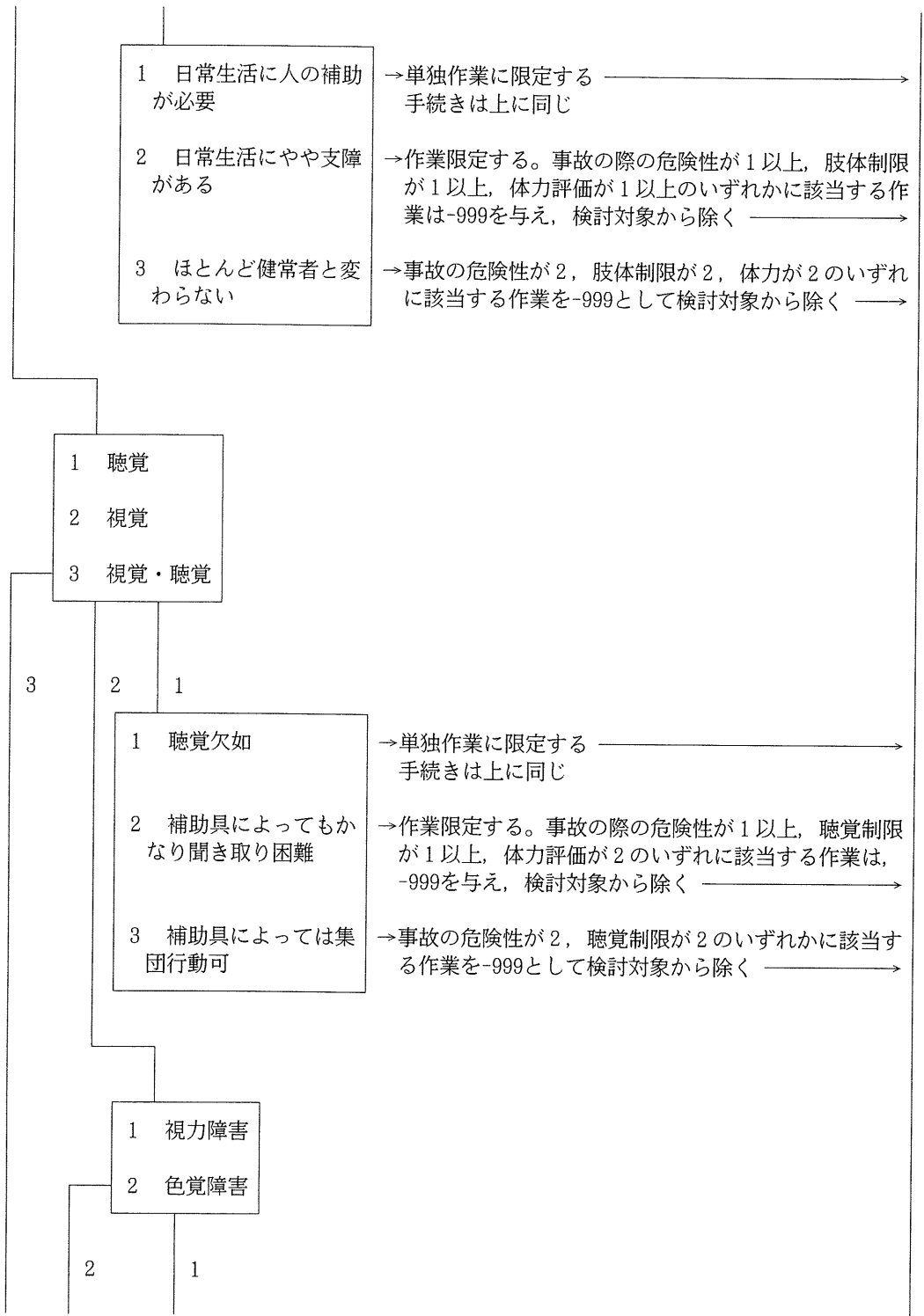
更にこうした適性に基づいて作業指定を行うことがどの程度可能なのか、そしてまたどういった判断手続きを踏むことが合理的なのかを探るために、作業指定支援システムの試

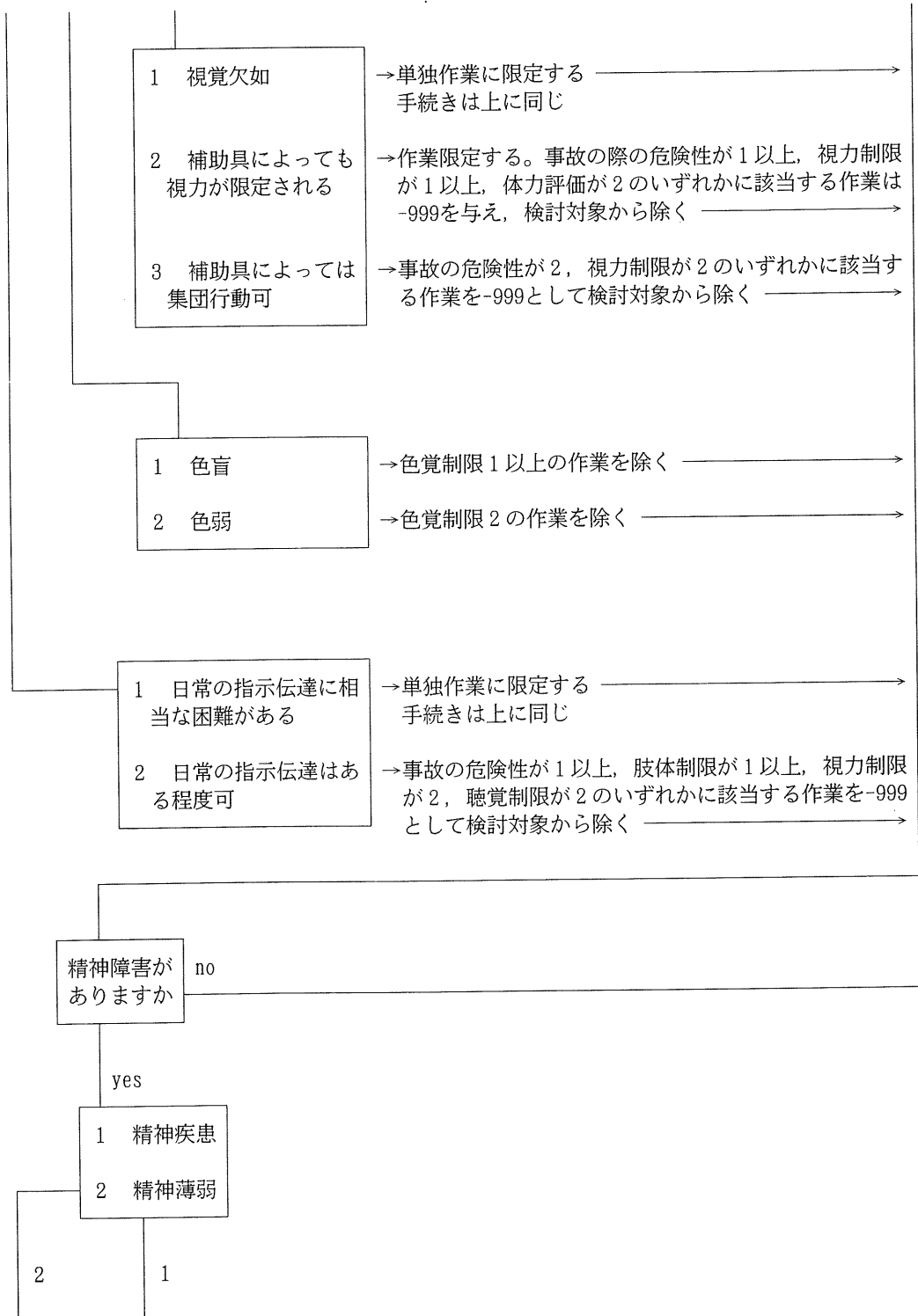
作にかかった。試行錯誤の結果次のような手続き過程を現時点で採用することにした。

○適性作業手続き試案

収容者の絡む作業に対する特点を0とする。





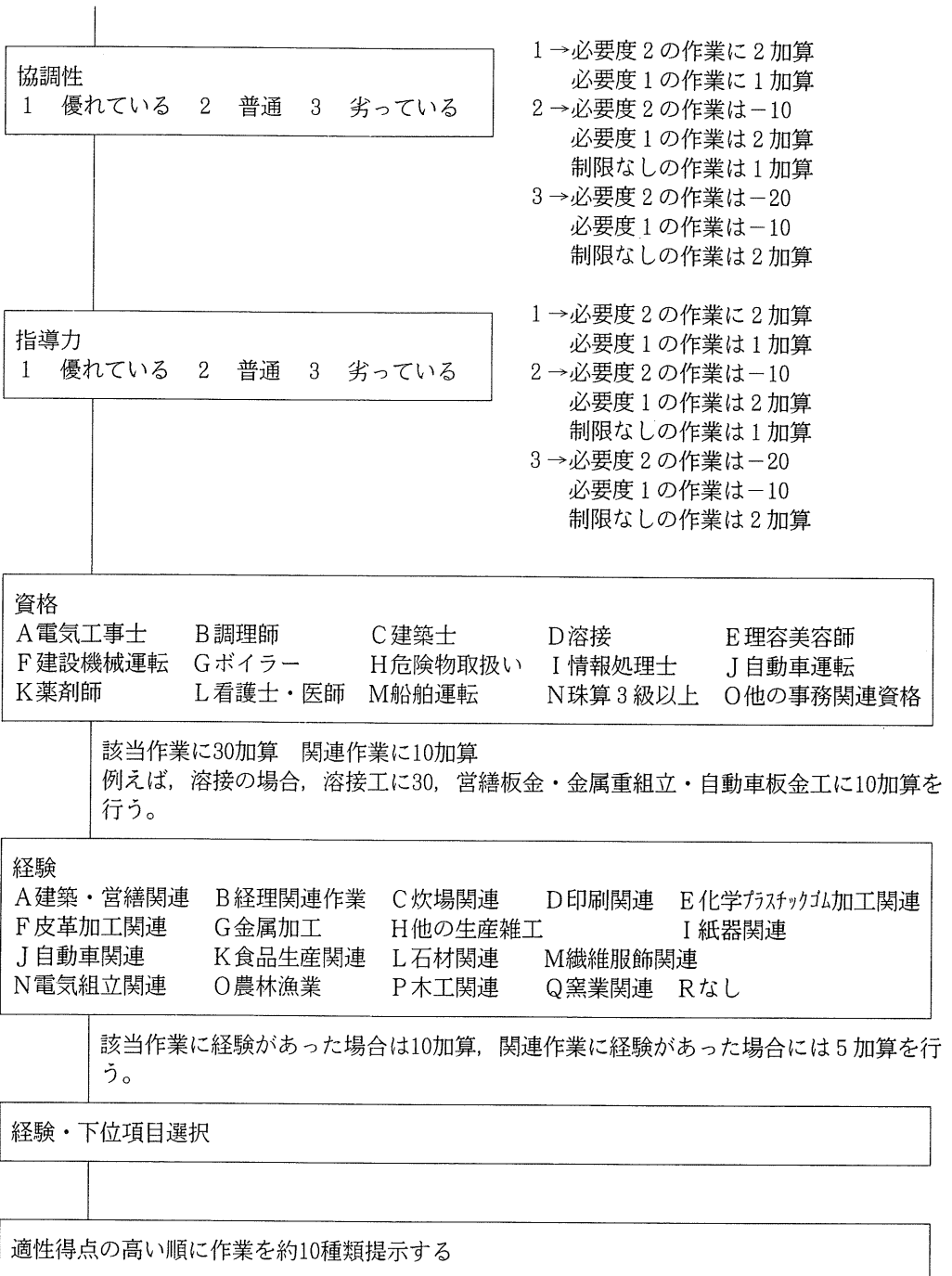


<p>1 慢性的で重篤な症状</p> <p>2 他者への傷害の危険性がある</p> <p>3 自殺の危険性がある</p> <p>4 事故の危険性がある</p> <p>5 軽微な症状で概ね日常生活可</p>	<p>→単独作業に限定する 手続きは上に同じ</p> <p>→事故の危険性 1 以上, 薬品使用 1 以上, 機械操作 1 以上, 経験必要度 1 以上, 協調性 1, 能力制限 1 以上のいずれかに該当する作業-999として検討対象から除く</p> <p>→事故の危険性 1 以上, 薬品使用 1 以上, 機械操作 1 以上, 経験必要度 1 以上のいずれかに該当する作業を-999として検討対象から除く</p> <p>→事故の危険性 1 以上, 薬品使用 1 以上, 機械操作 1 以上のいずれかに該当する作業を-999として検討対象から除く</p> <p>→事故の危険性 2, 薬品使用 2, 機械操作 2 のいずれかに該当する作業を-999として検討対象から除く</p>
<p>1 重 度</p> <p>2 中 度</p> <p>3 軽 度</p>	<p>→単独作業に限定する 手続きは上に同じ</p> <p>→事故の危険性 1 以上, 薬品使用 1 以上, 機械操作 1 以上, 能力制限 1 以上, 計算力 1 以上, 読み書き制限 1 以上, 経験必要度 1 以上に該当する都度15を各作業評価点から減点する</p> <p>→事故の危険性 1 以上, 薬品使用 1 以上, 機械操作 1 以上, 能力制限 1 以上, 計算力 1 以上, 読み書き制限 1 以上に該当する都度10を各作業評価点から減点する</p>

以下適性加減算処理

<p>体力</p> <p>1 普通以上 2 やや弱い 3 弱い</p>	<p>1 →必要度 2 の作業に 2 加算 必要度 1 の作業に 1 加算</p> <p>2 →必要度 2 の作業は-999 必要度 1 の作業は 2 加算 制限なしの作業は 1 加算</p> <p>3 →必要度 1 以上の作業は-999 制限なしの作業は 2 加算</p>
-------------------------------------	---

<p>高所恐怖 1 なし 2 ややあり 3 あり</p>	<p>1 →制限2の作業に2加算 制限1の作業に1加算 2 →制限2の作業は-999 制限1の作業は2加算 制限なしの作業は1加算 3 →制限1以上の作業は-999 制限なしの作業は2加算</p>
<p>器用さ 1 器用 2 普通 3 不器用</p>	<p>1 →必要度2の作業に2加算 必要度1の作業に1加算 2 →必要度2の作業は-10 必要度1の作業は2加算 制限なしの作業は1加算 3 →必要度2の作業は-20 必要度1の作業は-10 制限なしの作業は2加算</p>
<p>読み書き 1 普通 2 所内生活に困らない 3 困難</p>	<p>1 →必要度2の作業に2加算 必要度1の作業に1加算 2 →必要度2の作業は-10 必要度1の作業は2加算 制限なしの作業は1加算 3 →必要度2の作業は-20 必要度1の作業は-10 制限なしの作業は2加算</p>
<p>計算 1 普通以上 2 加減算程度 3 弱い</p>	<p>1 →必要度2の作業に2加算 必要度1の作業に1加算 2 →必要度2の作業は-10 必要度1の作業は2加算 制限なしの作業は1加算 3 →必要度2の作業は-20 必要度1の作業は-10 制限なしの作業は2加算</p>
<p>機敏さ・気配り・機転 1 機敏 2 普通 3 劣っている</p>	<p>1 →必要度2の作業に2加算 必要度1の作業に1加算 2 →必要度2の作業は-10 必要度1の作業は2加算 制限なしの作業は1加算 3 →必要度2の作業は-20 必要度1の作業は-10 制限なしの作業は2加算</p>



ここでは紙数の関係で実際の適性表と関連作業表を掲載することができないが、例を挙げれば、「身体健康、精神障害なし、体力普通、高所恐怖なし、器用さ普通、読み書きが所内生活に困らない程度、計算力は加減算程度、機敏さ・気配りが普通、協調性・指導力普通、取得資格なし、建築・営繕関連の経験あり（鳶職）」とした場合は、「営繕・鳶職、営繕・屋根吹き工、経理・外掃夫、れんが積み工、コンクリート工、石工、左官、営繕・内掃夫、伐木、コンクリートブロック工、営繕・単純作業、農耕非機械作業、造林、園芸・造園夫」といった作業が候補として提示される。またここで、「加療により症状が安定する程度の慢性疾患と体力がやや劣る」といった条件に換えた場合は「補綴夫、複雑雑小物、手工繊維製品、手織織布、電気部品製造、皮革小物」などに加えて、集団や単独での単純作業が提示されるようになる。

本システムはPC 9801シリーズ上で動作するように試作したものであるが、その作成過程の中でいくつか問題になったことがある。

ひとつは経験や資格の重みである。当初、他の適性項目と全く同じ重みで処理していたところ、若干でも危険がある作業については能力などの制約がある場合にどんなに経験があっても省かれてしまうといったような問題が生じ、少しでも負因のあるケースではどんな条件設定をしても同じような作業しか提示されなかった。そこで経験を重視する方向で重みを増やした。

次に関連作業についてである。これも当初は考慮しなかったが、例えば、営繕の板金工の経験があった場合、当然、金属加工の手工板金や自動車関連の板金についても技能の応用が利くと考えられる。そこで全作業について、他の作業との関連を0～2の3段階評価をして、重みを与えた。

更に能力的な制約をどう評価するかについてであるが、当初よりも制限を緩めることで

経験がいかせるようにした。

7 今後の問題

まとめとして提案したシステムは、実用を考えて試作したものでなく、あくまでも適性をどう評価し、作業の整理や適合条件をどう考えるかを机上の問題とせず、具体的に検討するために行ったものである。いわば叩き台として考えて頂きたい。

従って今後、実用化を目指す場合には以下のような課題の詳細なる調査・検討が必要であろう。

(1) 適性として挙げる項目とその評価の検討

例えば、アンケート調査項目にあったようなものでも、情緒の安定性や利き手などの項目は評価が難しかったり、作業毎の特徴が出なかったりして削除してしまったが、実際の作業指定現場でこれらの項目の重みがどうなっているのか、また更に見逃している項目がないか十分に検討する必要がある。

(2) 作業種目の整理

今回は業種表と想定した適性項目により作業を整理していったが、社会の変化に伴ってなくなっていく作業、新たに追加された作業などもあろう。またまとめてしまってよい作業や分割すべき作業もあると思われる。適性項目を取捨選択すると同時に作業種目の整理も並行的に行わなければならない。

(3) 適正作業選択手続き

重みの与え方・評価の順番といったものだけでなく、手順そのものをもう一度検討する必要がある。加算・減算方式でなく、パターン別に行ってマッチングしていく方法、適性判断によって分岐を重ねていく方法などが考えられる。

(4) 提示の方法

基本的に2つ方向性が考えられる。ひとつは今回行ったように適当な種目をいくつか例示する方法で、もうひとつは逆に不適當な種目を例示する方法である。もちろん両者を同

時に行うことは可能であるが、現場で使いやすいものという観点から十分に議論していくことも大切であろう。

(5) その他

コンピュータによる支援システムを想定した場合は、更に次の点の検討が必要である。

ア 各刑務所にある作業種目の選択

イ 使用機器と開発言語

ウ マン・マシン・インタフェースの改善

エ 個人データ保存の問題

特にエの問題はシステムを有効利用する意味で大切である。つまり従来職員の記憶に少なからず依存していた再指定などの候補人員選択を一括して行うことができる。具体的には外掃夫が不足した場合に外掃夫適格者のリストを短時間に作成するといったことが可能となる。

結

序で触れたように、懲役刑の執行において、刑務作業が受刑者の改善及び社会復帰を図るための重要かつ有効な手段であるとするれば、その作業は二つの視点から準備されなければならないと言えよう。

即ち、その一つは、刑務作業の内容が、現今の社会の需要により近いレベルのものとして提供されることであり、二つには、大方は社会生活において勤労の意欲と習慣に欠ける受刑者個々に、よりふさわしい作業を選択・付与し得る方法である。

本研究は、後者についての一手法の開発であるが、引続き、前節で述べた検討を加えることなどを経て、実用化に供することを模索したいと考える。

○参考文献

- *1 塩原大作／大川力，1961年，適性試験工場に於ける適性発見について，矯正研究論文集Ⅰ，1号 P 115～P 116
- *2 藤沢晋七，1953年，織布工の知能と職業適性，分類鑑別研究，1号 P 79
- *3 小坂橋武男，1970年，転換点に立つ作業，中部矯正，2巻2号 P 4～P 10
- *4 吉岡宏，1975年，分類センターの役割について（Ⅰ），矯正広島処遇研究会論文集，19巻別冊 P 9～P 11
- *5 平井正信／山本浩，1957年，作業適性配置に関する一考察，広島矯正論集，1号 P 59～P 66
- *6 蓮見高次／末長司，1955年，受刑者の技能調査基準の作成に関する研究—序報—，東北矯正科学研究所紀要，1号 P 123～P 128
- *7 蓮見高次／末永司，1957年，受刑者の技能程度調査基準の作成に関する研究 第2報，東北矯正科学研究所紀要，2号 P 351～P 359
- *8 菅原寛／堀内幸雄／伊藤嘉明，1972年，刑務作業に関する研究～作業事故について，発表論文集Ⅵ1971，6号 P 28～P 29
- *9 齋藤悟／谷藤文威，1988年，YB級受刑者の就職経験上の問題点と処遇上の対応策，東北矯正研究1988第24回東北矯正研究会発表抄録，24号 P 43～P 44

- *10 四宮昭三／隅田宏／竹内義治，1969年，作業事故についての一考察，四国矯正，23号P7～P10
- *11 酒井敏夫，1973年，分類センターにおける適性試験工場の運営について，四国矯正，27号P61～P65
- *12 好井章雄，1974年，分類センターの処遇プログラムと適性試験工場の運営について，四国矯正，28号P15～P19
- *13 鶴崎勇次郎，1975年，分類センターにおける適性試験作業について一考察，四国矯正，29号P74～P76
- *14 檜垣雄三郎，1980年，刑務作業と受刑者の実態に関する考察，四国矯正，34号P2～P9
- *15 相原嗣夫／三木利夫，1982年，覚せい剤事犯者の実態と処遇上の問題点と対策，四国矯正，36号P9～P21
- *16 富沢平八郎，1972年，川越少年刑務所における作業指定についての一考察，東京矯正科学研究，5号P10
- *17 桜井恵美子，1960年，女子収容施設における事故対策について，矯正職務研究，6号P71～P80
- *18 小松良知，1960年，逃走事故防止について，矯正職務研究，6号P103～P115
- *19 第十六回成人処遇協議会，1962年，独居強要・作業忌避者の処遇について，矯正職務研究，10号P111～P122
- *20 野崎徳郎，1967年，分類活動における作業指定のありかたと現況，矯正職務研究，14号P74～P82
- *21 宮本修，1970年，作業拒否受刑者の処遇対策について，矯正職務研究，17号P94～P101
- *22 平岡都一，1959年，独居収容者の処遇について（事例研究），矯正広島，3巻3号P34～P38
- *23 小林茂，1962年，B級受刑者の処遇に対する一考察，矯正広島，6巻3号P21～P25
- *24 岡部忠夫／沢武男／杉山弘志／高森太郎／平岡勇／村上秀夫／村本昭／湯浅五郎，1962年，分類（鑑別）にもの申す，矯正広島，6巻3号P34～P41
- *25 米沢好恭／中村永造／上野博将／櫻田展幾／上田邦春／田中允，1974年，行刑施設における職業適性検査の適用に関する研究，北海道矯正，11号P270～P276
- *26 近藤篤敬／安原久雄，1952年，構外出役者選定基準，四国矯正科学，1号P18～P23
- *27 高橋忠行，1952年，構外作業要員選定について，四国矯正科学，1号P24～P24
- *28 梅本重吉，1952年，作業賦課と処遇分類との関係，四国矯正科学，1号P35～P39
- *29 片山伸一，1953年，処遇分類の一断面と構外作業，四国矯正科学，2号P11～P16
- *30 近藤篤敬，1954年，刑務所における分類運営上の悩み，四国矯正科学，3号P57～P61
- *31 森一夫，1958年，作業指定について，四国矯正科学，10号・11号P108～P113
- *32 高知刑務所，1958年，問題受刑者の類型とそれに対する作業種目の選考について，四国矯正科学，10号・11号P113～P117
- *33 山家和三郎，1958年，作業配役について，四国矯正科学，10号・11号P117～P119
- *34 友繁俊和，1988年，暴力団関係被収容者の処遇について，四国矯正，42号P98～P99
- *35 宮本恵生，1982年，行刑における刑務作業の意義，現代刑罰法体系（日本評論社），7巻P89～P113

資料

アンケート

工場への配役に際して最低限チェックすべき項目について

受刑者の配役の手続きを整理するために、チェック項目を作ることになりました。そこで、ある職種についてこれだけは譲ることができないという受刑者の条件を挙げていただきたいのです。実際には人員の都合などで無理に配役したものの、結果として何とかなったという場合は少なくないと思いますが、そのことは例外として考えてください。また、もしその条件が満たされない場合にどんな不都合が考えられるかを具体的に書いてください。関係のありそうなことはできるだけたくさん書いていただきますと大変参考になります。

1 [工場] 業種： 職種： 担当者：

2 職種についての特記事項（この職種の特徴など）

3 資格（作業実施上の資格）は必要ですか、またどんな資格が必要ですか？

- (1) 特に必要としない
- (2) どうしても必要な資格がある
どんな資格が必要ですか？

4 実地の経験（刑務所での経験も含む）は必要ですか？

- (1) 特に必要としない
- (2) やったことがあるという程度は必要（たとえば1～3年の経験）
- (3) 熟練を要するものがある（たとえば3年以上の経験）
どんな経験が必要ですか？

5 他人に移る恐れのある病気のうち、この職種の性質上とくに注意すべきものがありますか（たとえば、疥癬や白癬など）？

- (1) とくに「この職種に限って」というようなものはない。
- (2) ある
どんな疾患があるとどんな支障がありますか？

6 この職種の性質上、このような病気があると作業をやっていくのに大変な困難が伴うというようなものがありますか？（たとえば、高血圧、腰痛、神経痛、心臓病、糖尿病、痔、喘息、リウマチなど）

- (1) とくに「この職種に限って」というようなものはない。
- (2) ある
どんな疾患があるとどんな支障がありますか？

7 この職種の性質上、このような病気があると作業をやっていく上で、他人を傷つけたり自分自身が傷ついたりする恐れがとくに高いというようなものがありますか？（たとえば、てんかん、覚醒剤後遺症、シンナー・アルコール等の中毒、精神分裂病など）

- (1) とくに「この職種に限って」というようなものはない。
- (2) ある
どんな疾患や症状があるとどんな支障がありますか？

8 上肢・下肢・手指の障害で、職種の性質上とくに作業に支障をきたす恐れの大いいものがありますか？

- (1) とくに「この職種に限って」というようなものはない。

(2) ある

どんな障害があるとどんな支障がありますか？

9 視力障害（眼鏡などで矯正をした上で）は、どの程度のものなら作業に支障がないと言えますか？

- (1) ほとんど視力を失っていても作業が可能
- (2) 弱視や片眼失明でも作業可能
- (3) 普通視力が必要

視力の点では、どんな場合にどんな支障が生じますか？

10 色神はどの程度であることが必要ですか？

- (1) 色盲でも可能
- (2) 色弱でも可能
- (3) 正常であることがぜひ必要

色神の点では、どんな場合にどんな支障が生じますか？

11 聴覚障害はどの程度であることが必要ですか？

- (1) 機械の大きな運転音が聞き取れない程度でも支障はない
- (2) 普通の声では聞き取れないが、大きな声ならわかるという程度でも可
- (3) 正常聴力がぜひ必要

聴覚の点では、どんな場合にどんな支障が生じますか？

12 体力はどの程度が必要でしょうか？ ただし、この場合忍耐力とは別に考えてください。

仕事のハードさに耐えられるかどうかという意味でどうでしょうか。

- (1) 虚弱な体質でも何とかなる
- (2) 普通の程度の体力で構わない
- (3) かなり体力がないと勤まらない

どのような時にどのような種類の体力が必要ですか？

13 利き手についてはどうですか？

- (1) どちらでも作業上は支障ない
- (2) 右手であることが望ましいが、矯正させつつ使うことはできる
- (3) 右手でないとな作業ができない

どのような時にどのような支障が生じますか？

14 手先の器用さについてはどうですか？

- (1) あまり関係ない
- (2) 普通程度はどうしても欲しい
- (3) 特に器用さが要求される

どのような時に手先の器用さが必要ですか？

15 高所恐怖についてはどうですか？

- (1) あっても差し支えない
- (2) 程度がひどくなければ構わない
- (3) 少しでもその傾向があると困る

どのような場面でどんな支障が生じますか？

16 知能についてはどうですか？

- (1) 精神薄弱でも自分の身の回りのことが処理できれば作業可能
- (2) IQ：70～80 くらいはほしい
- (3) IQ：80～90 くらいはほしい
- (4) IQ：90 以上の普通程度の力は必要
- (5) 普通をかなり上回る人でないと勤まらない

17 計算の力についてはどうですか？

- (1) ほとんど必要ない
 - (2) 加減算くらいはできないと困る
 - (3) 加減乗除算はできないと作業に差し支える
 - (4) 分数小数の計算ができないと作業に差し支える
 - (5) (4)以上の計算力がぜひ必要
- 上記以外の特殊な計算力が必要な場合がありますか？

18 読み書きの力についてはどうですか？

- (1) ほとんど読み書きができなくても可能
 - (2) 小学校3～4年生くらいの力は必要
 - (3) 義務教育終了程度の力はぜひ必要
- 上記以外の特殊な読み書きの力が必要な場合がありますか？

(以下はすこし漠然とした項目ですが、どんなイメージをお持ちか教えてください。)

19 情緒の安定性（たとえば、粗暴傾向のある人はどうか、自殺を考えたりする傾向の人はどうかといったことを考えてみてください）

- (1) 職種の性格上、まず関係がないと考えてよい
- (2) 心配な点がある
- (3) いつも情緒の安定性をチェックしていなければならないくらい
どんな点が心配になりますか？

20 集中力（ひとつのことに對して注意を向け続ける力）

- (1) 特に条件として挙げるほどではない
 - (2) 普通程度のものがないと困る
 - (3) 特に集中力が優れていることが必要
- 集中力がないとどんな支障が生じますか？

21 持続力（粘り強さや根気よさといったイメージで）

- (1) 特に条件として挙げるほどではない
 - (2) 普通程度のものがないと困る
 - (3) 特に持続力が優れていることが必要
- 持続力がないとどんな支障が生じますか？

22 機敏さ（すばやく作業をこなしていけるかどうか）

- (1) 特に条件として挙げるほどではない
 - (2) 普通程度のものがないと困る
 - (3) 特に機敏さが優れていることが必要
- 機敏さがないとどんな支障が生じますか？

23 協調性（他の人との連携プレーをする力）

- (1) 特に条件として挙げるほどではない
- (2) 普通程度のものがないと困る
- (3) 特に協調性が優れていることが必要
協調性がないとどんな支障が生じますか？

24 指導力（他の人をリードしていく力）

- (1) 特に条件として挙げるほどではない
- (2) 普通程度のものがないと困る
- (3) 特に指導力が優れていることが必要
指導力がないとどんな支障が生じますか？

以上で質問は終わりですが、ここまで挙げられなかった項目で関係ありそうなものがあったら教えてください。
また、このアンケートへの質問や感想などもどうぞ。

表 1

職種回答数	資格	経 験	感 染 病	慢性疾患
コム加工	4 植字選	0 金組立	0 補綴夫	0 綿打夫
プレス工	4 コム加工	0 製鋼工	0 裁断工	17 製鋼工
革縫工	4 靴工	0 コム加工	0 植字選	19 紙細工
綿打夫	4 革縫工	0 紙細工	0 製鋼工	20 紙器工
彫刻工	4 電気器	0 紙器工	0 コム加工	20 剣道具
剣道具	5 製材工	0 図書夫	4 革縫工	0 裁断工
裁断工	5 紙細工	0 運搬夫	5 プレス工	0 プレス工
電気工	5 製鋼工	0 電気器	5 溶接工	3 革縫工
紙器工	5 洋裁縫	0 組立工	9 金組立	5 電気器
製材工	5 看病夫	0 靴工	9 電気器	5 洋裁縫
製鋼工	6 旋盤工	0 衛生夫	9 印刷工	6 組立工
調理工	6 裁断工	0 牧畜	10 計算夫	7 補綴夫
補綴夫	7 紙器工	0 裁断工	10 靴工	9 金組立
旋盤工	8 綿打夫	0 看病夫	11 製缶工	14 計算夫
看病夫	9 金組立	5 革縫工	13 洋裁縫	16 植字選
植字選	10 組立工	6 綿打夫	13 組立工	18 靴工
塗装工	10 製缶工	6 旋盤工	19 大工	18 印刷工
靴工	11 洗濯夫	8 洋裁縫	20 農耕	18 洗濯夫
指物工	11 図書夫	8 植字選	20 塗装工	20 大工
大工	11 衛生夫	8 塗装工	20 剣道具	20 図書夫
図書夫	12 塗装工	10 洗濯夫	24 紙器工	20 製缶工
計算夫	15 印刷工	11 彫刻工	25 電気工	20 衛生夫
牧畜	16 運搬夫	11 プレス工	25 製材工	20 運搬夫
組立工	17 牧畜	13 農耕	26 紙細工	23 牧畜
農耕	17 補綴夫	14 補綴夫	28 彫刻工	25 彫刻工
運搬夫	18 調理工	17 炊事夫	30 旋盤工	25 コム加工
印刷工	18 指物工	18 製材工	30 綿打夫	25 溶接工
電気器	19 剣道具	20 計算夫	30 図書夫	25 農耕
溶接工	29 計算夫	20 印刷工	36 運搬夫	28 製材工
紙細工	31 農耕	24 製缶工	37 衛生夫	33 炊事夫
製缶工	35 プレス工	25 溶接工	40 指物工	36 旋盤工
洗濯夫	40 彫刻工	25 剣道具	40 牧畜	44 塗装工
金組立	44 炊事夫	32 調理工	42 洗濯夫	50 看病夫
炊事夫	47 大工	36 指物工	68 炊事夫	94 指物工
衛生夫	79 溶接工	45 電気工	80 調理工	100 調理工
洋裁縫	97 電気工	100 大工	87 看病夫	100 電気工

表 2

傷 害		手 肢		視 力		色 神		聴 覚	
製鋼工	0	紙器工	20	紙器工	40	紙器工	0	紙細工	10
紙器工	0	コム加工	50	紙細工	58	紙細工	13	紙器工	10
紙細工	6	植字選	50	組立工	62	製鋼工	16	電気器	16
電気器	11	綿打夫	50	コム加工	63	綿打夫	25	組立工	24
組立工	24	洗濯夫	55	衛生夫	74	プレス工	25	製鋼工	25
補綴夫	29	図書夫	58	製鋼工	75	洗濯夫	32	革縫工	38
植字選	30	裁断工	60	図書夫	79	牧畜	38	彫刻工	38
洋裁縫	31	衛生夫	63	農耕	80	彫刻工	38	金組立	40
剣道具	40	紙細工	65	洗濯夫	80	製材工	40	洋裁縫	44
計算夫	40	組立工	65	製材工	80	農耕	41	コム加工	50
金組立	41	製鋼工	67	金組立	81	衛生夫	42	剣道具	50
洗濯夫	42	洋裁縫	68	電気器	84	補綴夫	43	靴工	50
図書夫	42	電気器	68	牧畜	85	組立工	44	補綴夫	57
コム加工	50	補綴夫	71	洋裁縫	85	靴工	46	図書夫	59
綿打夫	50	農耕	71	運搬夫	86	大工	46	農耕	59
牧畜	50	牧畜	75	靴工	87	革縫工	50	洗濯夫	61
革縫工	50	剣道具	80	計算夫	87	コム加工	50	綿打夫	63
衛生夫	52	金組立	80	革縫工	88	溶接工	54	計算夫	63
運搬夫	56	製材工	80	綿打夫	88	金組立	55	大工	63
裁断工	60	電気工	80	看病夫	89	電気器	58	衛生夫	63
旋盤工	63	指物工	82	裁断工	90	運搬夫	59	植字選	65
農耕	65	靴工	82	剣道具	90	図書夫	59	牧畜	66
印刷工	67	運搬夫	83	大工	91	洋裁縫	60	塗装工	70
製缶工	74	調理工	83	調理工	92	計算夫	60	裁断工	70
彫刻工	75	製缶工	86	印刷工	92	製缶工	66	製材工	70
プレス工	75	計算夫	87	製缶工	92	植字選	70	看病夫	72
溶接工	79	旋盤工	88	補綴夫	93	剣道具	70	溶接工	74
製材工	80	看病夫	89	炊事夫	94	看病夫	72	運搬夫	75
塗装工	80	溶接工	90	旋盤工	94	炊事夫	73	指物工	78
電気工	80	大工	91	塗装工	95	調理工	75	製缶工	79
大工	82	炊事夫	94	溶接工	97	旋盤工	75	印刷工	81
靴工	82	印刷工	94	プレス工	100	指物工	78	炊事夫	82
指物工	82	塗装工	100	彫刻工	100	裁断工	80	旋盤工	88
炊事夫	85	彫刻工	100	植字選	100	塗装工	85	電気工	90
看病夫	89	プレス工	100	指物工	100	印刷工	92	調理工	92
調理工	100	革縫工	100	電気工	100	電気工	100	プレス工	100

表 3

体 力	利 手	手 先	高 所	知 能
紙器工 0	彫刻工 0	紙器工 0	植字選 0	紙器工 0
紙細工 3	看病夫 0	綿打夫 0	靴 工 0	紙細工 3
電気器 8	牧 畜 0	紙細工 12	綿打夫 0	製鋼工 17
製鋼工 8	革縫工 0	運搬夫 14	電気器 0	組立工 18
組立工 24	綿打夫 0	洗濯夫 15	紙器工 0	革縫工 19
洋裁縫 25	電気工 0	衛生夫 16	紙細工 0	電気器 22
植字選 25	電気器 0	看病夫 16	製鋼工 0	洋裁縫 25
コム加工 25	製鋼工 0	農 耕 17	印刷工 0	コム加工 25
計算夫 34	紙細工 0	牧 畜 25	剣道具 0	綿打夫 25
靴 工 37	補綴夫 0	革縫工 25	組立工 0	金組立 26
金組立 37	剣道具 0	電気器 29	調理工 0	農 耕 28
革縫工 38	裁断工 0	製材工 30	革縫工 0	牧 畜 28
綿打夫 38	紙器工 0	製鋼工 34	コム加工 0	洗濯夫 30
彫刻工 38	大 工 0	図書夫 34	農 耕 0	運搬夫 30
図書夫 38	コム加工 0	組立工 36	補綴夫 0	衛生夫 30
剣道具 40	炊事夫 2	計算夫 37	洋裁縫 1	彫刻工 38
補綴夫 43	運搬夫 6	コム加工 38	金組立 2	プレス工 38
印刷工 45	図書夫 8	プレス工 38	計算夫 3	靴 工 39
看病夫 45	金組立 9	彫刻工 38	洗濯夫 4	剣道具 40
洗濯夫 46	洗濯夫 10	旋盤工 38	塗装工 5	旋盤工 41
衛生夫 48	洋裁縫 11	金組立 39	旋盤工 6	看病夫 42
製缶工 49	衛生夫 13	電気工 40	炊事夫 6	溶接工 42
裁断工 50	溶接工 14	裁断工 40	図書夫 8	塗装工 45
指物工 50	農 耕 18	炊事夫 42	製缶工 8	製材工 45
旋盤工 50	組立工 18	補綴夫 43	指物工 9	大 工 46
電気工 50	計算夫 20	溶接工 43	裁断工 10	製缶工 47
プレス工 50	塗装工 20	洋裁縫 44	製材工 10	補綴夫 50
溶接工 50	印刷工 22	植字選 45	プレス工 13	裁断工 50
製材工 50	プレス工 25	製缶工 46	衛生夫 16	調理工 50
農 耕 53	製缶工 26	印刷工 47	看病夫 16	指物工 52
牧 畜 53	靴 工 27	調理工 50	溶接工 21	炊事夫 54
運搬夫 53	植字選 30	塗装工 55	牧 畜 22	電気工 55
調理工 59	指物工 36	指物工 59	彫刻工 25	印刷工 63
大 工 59	旋盤工 50	大 工 59	運搬夫 25	図書夫 67
塗装工 60	調理工 67	靴 工 68	大 工 78	植字選 68
炊事夫 64	製材工 80	剣道具 70	電気工 80	計算夫 77

表 4

計 算		読 書		情 緒		集 中		持 続	
紙器工	0	紙器工	0	紙器工	0	紙器工	0	紙器工	0
紙細工	6	紙細工	5	紙細工	3	紙細工	16	綿打夫	13
製鋼工	8	製鋼工	8	電気器	13	洗濯夫	20	コム加工	13
組立工	15	組立工	21	革縫工	25	電気器	21	洗濯夫	16
電気器	16	電気器	24	植字選	30	運搬夫	22	紙細工	17
洋裁縫	16	綿打夫	25	金組立	32	衛生夫	24	裁断工	20
農 耕	18	革縫工	25	洗濯夫	33	革縫工	25	衛生夫	24
革縫工	19	彫刻工	25	凶書夫	34	綿打夫	25	電気器	24
彫刻工	19	農 耕	29	洋裁縫	34	コム加工	25	革縫工	25
綿打夫	19	金組立	30	製鋼工	34	牧 畜	25	彫刻工	25
牧 畜	20	洋裁縫	32	綿打夫	38	組立工	29	製鋼工	25
金組立	22	剣道具	40	コム加工	38	農 耕	29	看病夫	28
衛生夫	23	牧 畜	47	裁断工	40	看病夫	34	運搬夫	28
靴 工	25	運搬夫	47	組立工	41	金組立	34	組立工	29
コム加工	25	衛生夫	48	補綴夫	43	植字選	35	農 耕	29
洗濯夫	27	靴 工	50	運搬夫	45	補綴夫	36	洋裁縫	31
運搬夫	28	コム加工	50	計算夫	47	洋裁縫	37	牧 畜	32
剣道具	30	プレス工	50	印刷工	47	裁断工	40	金組立	32
製材工	35	洗濯夫	54	剣道具	50	調理工	42	植字選	35
裁断工	35	製材工	60	製材工	50	製鋼工	42	補綴夫	36
プレス工	38	塗装工	60	彫刻工	50	炊事夫	43	プレス工	38
調理工	38	裁断工	70	溶接工	54	溶接工	47	炊事夫	39
塗装工	38	補綴夫	72	靴 工	55	塗装工	50	溶接工	40
看病夫	39	溶接工	75	衛生夫	55	彫刻工	50	電気工	40
補綴夫	39	旋盤工	75	塗装工	55	製缶工	50	製缶工	42
溶接工	42	製缶工	77	看病夫	56	電気工	50	調理工	42
製缶工	44	炊事夫	85	炊事夫	57	靴 工	50	旋盤工	44
炊事夫	44	大 工	91	旋盤工	57	プレス工	50	印刷工	45
指物工	46	調理工	92	牧 畜	60	凶書夫	54	大 工	46
旋盤工	47	看病夫	95	製缶工	63	大 工	55	靴 工	46
電気工	50	指物工	96	指物工	63	指物工	55	凶書夫	46
印刷工	50	計算夫	97	農 耕	65	製材工	60	塗装工	50
大 工	52	印刷工	97	調理工	67	印刷工	61	指物工	50
凶書夫	54	植字選	100	電気工	70	旋盤工	63	計算夫	60
植字選	60	凶書夫	100	プレス工	75	計算夫	70	剣道具	60
計算夫	77	電気工	100	大 工	78	剣道具	70	製材工	60

表 5

機 敏		協 調		指 導		総 合	
製鋼工	0	紙器工	0	彫刻工	0	紙器工	
紙器工	0	製鋼工	0	プレス工	0	紙細工	
紙細工	8	紙細工	8	綿打夫	0	製鋼工	
電気器	11	電気器	16	革縫工	0	電気器	
コム加工	13	裁断工	20	紙器工	0	綿打夫	
革縫工	13	補綴夫	22	製材工	0	組立工	
組立工	14	洗濯夫	23	紙細工	6	革縫工	
補綴夫	14	彫刻工	25	補綴夫	14	コム加工	
衛生夫	17	コム加工	25	洋裁縫	15	金組立	
洗濯夫	19	綿打夫	25	図書夫	17	洋裁縫	
剣道具	20	組立工	26	剣道具	20	洗濯夫	
裁断工	20	植字選	30	電気器	21	補綴夫	
製材工	20	製材工	30	農 耕	24	彫刻工	
植字選	20	金組立	30	衛生夫	25	裁断工	
看病夫	22	衛生夫	31	コム加工	25	衛生夫	
プレス工	25	牧 畜	35	洗濯夫	27	農 耕	
彫刻工	25	洋裁縫	37	靴 工	27	植字選	
綿打夫	25	プレス工	38	溶接工	28	牧 畜	
運搬夫	25	旋盤工	38	運搬夫	28	運搬夫	
洋裁縫	25	農 耕	38	植字選	30	靴 工	
金組立	26	溶接工	40	牧 畜	31	剣道具	
靴 工	27	計算夫	40	金組立	34	図書夫	
農 耕	29	塗装工	40	組立工	35	プレス工	
牧 畜	32	電気工	40	電気工	40	製材工	
製缶工	35	印刷工	45	看病夫	44	計算夫	
大 工	37	看病夫	45	製缶工	46	看病夫	
旋盤工	38	靴 工	46	塗装工	50	溶接工	
溶接工	38	炊事夫	47	製鋼工	50	製缶工	
印刷工	39	製缶工	49	大 工	55	印刷工	
塗装工	40	革縫工	50	印刷工	56	旋盤工	
電気工	40	指物工	50	計算夫	60	塗装工	
指物工	46	大 工	50	裁断工	60	大 工	
図書夫	46	剣道具	50	旋盤工	63	指物工	
炊事夫	49	運搬夫	53	指物工	64	炊事夫	
計算夫	57	図書夫	54	炊事夫	79	電気工	
調理工	59	調理工	59	調理工	83	調理工	

表 6

作業名称	内容
営繕単純作業	営繕一人夫・土工
畳工	営繕一畳工
板金工	営繕一板金工
とび職	営繕一とび職
屋根吹き工	営繕一屋根吹き工
左官	営繕一左官
配管工	営繕一配管工
大工	営繕一大工
電気工事	営繕一電気工事
補綴夫	経理一補綴作業
浴場夫	経理一内掃一浴場夫
園芸・造園夫	経理一内掃一園芸・造園
一般計算夫	経理一一般計算
洗濯夫	経理一洗濯夫
内掃夫	経理一内掃一内掃・運搬・便捨
図書夫	経理一図書夫
外掃夫	経理一外掃一外掃・除雪
綿打夫	経理一綿打作業
計算機計算夫	経理一コンピュータ計算夫
看病夫	経理一看病夫
衛生夫	経理一衛生夫
非食品火夫	経理一非食品火夫
理髪夫	経理一理髪夫
消防夫	経理一消防夫
パン夫	経理一炊場一パン工
菓子夫	経理一炊場一菓子工
精穀夫	経理一炊場一精穀工
製麺夫	経理一炊場一製麺工
炊事夫	経理一炊場一炊事夫
炊場火夫	経理一炊場一火夫
解版工	印刷一解版
校正工	印刷一校正
製本工	印刷一製本
植字文選工	印刷一植字文選工
製版工	印刷一製版工
写真植字	印刷一写真植字

作 業 名 称	内 容
活字鑄造工	印刷—活字鑄造工
紙型・樹脂型工	印刷—紙型・樹脂型工
印刷工	印刷—印刷工
油脂加工工	石鹼生産
ゴム加工工	サンダル生産等
レジン加工工	レジン加工工
油脂搾出工	石鹼材料生産
樹脂生産工	レンジ・プラスチック生産工
ゴム精製工	ゴム精製工
塗料工	塗料生産
薬品類製造工	薬品類製造工
皮革小物工	小銭・定期入・ブックカバー・ベルト
皮革仕上工	皮革防水加工・艶出
皮革製品加工工	馬具・鞆・靴生産
革裁断工	皮革材料裁断
金属小物手加工工（単純）	金属製装飾品・バリ取等
手工板金工	手工板金工
金属研磨工	金属研磨工・パフ磨
金属小物手工加工工（複雑）	装飾品・針金細工・彫刻等
金属部品生産工	製釘・製缶・製びょう・伸線
金属重組立工	焼却炉等組立
刃物研磨工	刃物目立・研磨工
検査工	金属製品検査工
溶接工	溶接工
金属熱処理工	焼成・焼鉄工・鑄物
金属塗装工	金属塗装工
金属洗淨工	金属洗淨工
金属切断工	金属材料切断
金属製品機械加工工	フライス・ボール盤・プレス・中ぐり・旋盤・削盤・歯
単純雑小品組立工	ボールペン組立等
単純雑小物加工工	単純貝細工
複雑雑小物工	微細貝細工
畳工	畳工
指導補助夫	指導補助夫
洗濯工	洗濯工
配管工	配管工

作業名称	内容
監督補助	監督補助
美容工	美容工
理容工	理容工
単独単純軽紙細工作業	紙細工・うちわ等
集団単純軽紙細工作業	紙細工・うちわ等
軽紙器工	小型箱生産等
重紙器工	大型ダンボール生産等
手工紙すき工	手工紙すき工
原木皮剥工	原木皮剥工-パルプ
硬質紙工	硬質紙工
加工紙工	ダンボール生産
パルプ工	パルプ工
機械製紙工	機械製紙工
自動車内張工	自動車内張工
自動車板金工	自動車板金工
自動車木工	自動車木工
ボーリング工	ボーリング工
自動車塗装工	自動車塗装工
自動車電気工	自動車電気工
機関修理工	機関修理工
清涼飲料工	清涼飲料工
つけ物工	つけ物工
豆腐工	豆腐工
缶詰工	缶詰工
精穀工	精穀工
製茶工	製茶工
製粉工	製粉工
製麺工	製麺工
調理工	調理工
醸造工	醸造工
石細工工	石細工工
石工	石工
コンクリート工	コンクリート製品生産
コンクリートブロック工	コンクリートブロック生産
れんが積み工	れんが積み工
単独単純軽繊維作業	組紐等

作業名称	内容
集団単純軽繊維作業	組紐等
手工繊維製品工	袋物・内張・刺繍・編物・笠工
畳糸工	畳糸生産
手織織布	手織織布
かんえん工	ゴザ・毛氈等
被服小製品	たび・帽子等
手工和服仕立工	手工和服仕立工
手工洋裁縫工	手工洋裁縫工
機械洋裁縫工	機械洋裁縫工
機械繊維製品工	刺繍・袋物・布団仕立・麦かん・マットレス・製網
剣道具工	剣道具工
綿工	綿工
繊維材料生産工	ねん糸・紡績・織布・メリヤス・麻布・製網
裁断工	裁断工
単純電気部品組立工	ソケット制作等
電気部品製造工	コイル制作等
高度電気部品組立工	IC基盤等
軽園芸	盆栽・小植木・花
牧畜	牧畜
農耕非機械作業	農耕非機械作業
漁労	漁労
農耕機械作業	農耕機械作業
造林	造林
伐木	伐木
船舶運航業務	船舶運航業務
単独単純軽木工作業	アイスクリームへら等
集団単純軽木工作業	アイスクリームへら等
木製細工物工	つる細工・竹細工等
単純木工製品工	製函・積木・単純飾物
複雑木工製品工	建具・表具・彫刻工・指物
木製品研磨工	木製品研磨工
木型工	木型工
木製規格家具工	木製規格家具工
木工材料生産工	合板工・製材工
木工塗装工	木工塗装工
高級家具木工	高級家具木工

作 業 名 称	内 容
窯業原料工	窯業原料工
陶工	陶工・しっぽう工
窯業成形工	窯業成形工
施ゆう工	施ゆう工